

大阪市告示第757号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年5月29日

大阪市長 横山英幸
(福祉局障がい者施策部運営指導課)